

## 監督員評定

### 1. 施工体制 — I. 施工体制一般

#### 【評価結果項目】

- a. 施工体制が優れている
- b. 施工体制が良好である
- c. 施工体制が適切である
- d. 施工体制がやや不適切である
- e. 施工体制が不適切である

#### 「評価対象項目」

- ① 作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。
- ② 品質管理体制が、書面に適切に記載されている。
- ③ 安全管理体制が、書面に適切に記載されている。
- ④ 現場の施工体制（品質管理、安全管理を含む）が、書面と一致している。
- ⑤ 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。
- ⑥ 建設業退職金共済制度（建退共）の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。
- ⑦ 元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。
- ⑧ 現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。
- ⑨ 「施工プロセス」チェックのうち、施工体制一般について文書通知が無い。または文書通知に対する改善が速やかに実施されている。
- ⑩ その他

理由

※1 評価の対象とする場合は、左口にチェックを入れる。

※2 左口にチェックを入れた項目のうち、該当した項目の右口にチェックを入れる。

※3 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。

※4 評価値（ 0 %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）

#### ●判定基準

該当項目が90%以上…………… a

該当項目が80%以上90%未満…………… b

該当項目が60%以上80%未満…………… c

該当項目が60%未満…………… d

#### [マイナス要因]

- 施工体制一般に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。  
上記該当があれば…………… d
- 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。  
上記該当があれば…………… e

評価：

## 監督員評定

### 1. 施工体制 ー II. 配置技術者

#### 【評価結果項目】

- a. 配置技術者として優れている
- b. 配置技術者として良好である
- c. 配置技術者として適切である
- d. 配置技術者としてやや不適切である
- e. 配置技術者として不適切である

#### 「評価対象項目」

- ① 現場代理人として、工事全体の把握ができています。
- ② 現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。
- ③ 契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。
- ④ 工事請負契約書（以下、「契約書」という。）第18条（条件変更等）第1項に基づく設計図書の照査を行っている。
- ⑤ 書類及び資料が適切に整理されている。
- ⑥ 作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。
- ⑦ 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。
- ⑧ 作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。
- ⑨ 主任（監理）技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。
- ⑩ 施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。
- ⑪ 施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。
- ⑫ 「施工プロセス」チェックのうち、配置技術者等について文書通知が無い。または文書通知に対する改善が速やかに実施されている。
- ⑬ その他

理由

※1 評価の対象とする場合は、左口にチェックを入れる。

※2 左口にチェックを入れた項目のうち、該当した項目の右口にチェックを入れる。

※3 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。

※4 評価値 ( 0 %) = 該当項目数 ( ) / 評価対象項目数 ( )

#### ●判定基準

該当項目が90%以上…………… a

該当項目が80%以上90%未満…………… b

該当項目が60%以上80%未満…………… c

該当項目が60%未満…………… d

#### [マイナス要因]

- 配置技術者に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。  
上記該当があれば…………… d
- 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。  
上記該当があれば…………… e

評価：

## 監督員評定

### 2. 施工状況 — I. 施工管理

#### 【評価結果項目】

- a. 施工管理が優れている
- b. 施工管理が良好である
- c. 施工管理が適切である
- d. 施工管理がやや不適切である
- e. 施工管理が不適切である

#### 「評価対象項目」

- ① 契約書第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。
- ② 施工計画書が、工事着手前（計画内容に変更が生じた場合を含む）に提出されている。
- ③ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。
- ④ 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。
- ⑤ 施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。
- ⑥ 施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。
- ⑦ 工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。
- ⑧ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。
- ⑨ 一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。
- ⑩ 現場内での整理整頓が、日常的に行われている。
- ⑪ 使用する建築材料（以下「材料」という。）・設備機材（以下「機材」という。）の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。
- ⑫ 社内検査が計画的に行われている。
- ⑬ 独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。
- ⑭ 低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
- ⑮ 建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。
- ⑯ 「施工プロセス」チェックのうち、施工管理について文書通知が無い。または文書通知に対する改善が速やかに実施されている。
- ⑰ その他

理由

※1 評価の対象とする場合は、左口にチェックを入れる。

※2 左口にチェックを入れた項目のうち、該当した項目の右口にチェックを入れる。

※3 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。

※4 評価値 ( 0 %) = 該当項目数 ( ) / 評価対象項目数 ( )

#### ●判定基準

該当項目が90%以上…………… a

該当項目が80%以上90%未満…………… b

該当項目が60%以上80%未満…………… c

該当項目が60%未満…………… d

#### [マイナス要因]

- 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。  
上記該当があれば…………… d
- 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。  
上記該当があれば…………… e

評価：